

# 多様な主体による「高齢者支援モデル」の創出及び モデル構築に伴う大都市圏からの団塊の世代の里帰りの促進

## 概要

- 「人口減少・少子高齢化社会」の到来による高齢者のみの世帯の増加や、地域ネットワークの低下に対応した「高齢者支援モデル」を展開
- 徳島発の高齢者支援モデルの発信に加え、地域に賦存する空き家や高齢者施設の有効活用により、大都市圏から本県にゆかりのある方を中心とした団塊の世代の里帰りを促進し、地方への新たな「ひと」の流れを創出
- 女性やアクティブシニア、障がい者等の多様な労働力による「時間限定」、「職務限定」、「勤務地(場所)限定」等の「多様な働き方」を組み合わせ、ワークシェアを実現

## 課題

本格的な「人口減少・少子高齢化社会」の到来に伴う課題の顕在化

- 高齢者のみの世帯の増加や地域ネットワークの低下
- 大都市圏における高齢者の孤立化や高齢者施設の不足
- 過疎地域等をはじめとする空き家の増加

## 本県の強み・取組

- 民間事業者等による食料品等の移動販売の展開
- 全国トップを誇る介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の整備率
- 空き家率が高く(全国第4位)、空き家を活用した移住等を推進する余地が大きい

## 対応策

### (1) 高齢者支援事業

- ☞ 多様な主体による高齢者の移動や家庭生活の総合支援サービス等の「高齢者支援モデル」を創出

### (2) 大都市圏からの移住・交流等促進事業

- ☞ 高齢者施設や空き家を活用した大都市圏からの本県にゆかりのある団塊の世代の里帰り等を促進

### (3) 多様な働き手の活用による高齢者支援事業の推進

- ☞ テレワークの活用等、自由度の高い働き方の推進により、地域の多様な働き手が参画し、「高齢者支援事業」をさらに充実

## 規制改革・制度提案

### (1) 高齢者支援事業

- ☞ 円滑な高齢者支援サービス提供の隘路となる法令等の規制緩和(薬事法・食品衛生法・道路運送法等)

### (2) 大都市圏からの移住・交流等促進事業

- ☞ 空き家のリフォームや活用を促進する規制緩和(都市計画法・宅建業法)
- ☞ 高齢者施設への受入を促進する制度改正(社会福祉法・介護保険法(住所地特例の適用要件拡大))

### (3) 多様な働き手の活用による高齢者支援事業の推進

- ☞ 自由度の高い働き方等「働き方の選択肢を広げる」労働法制の整備(労働時間や雇用期間等の特例)

# (1) 高齢者支援事業

## 概要

高齢者の移動や家庭生活の総合支援サービスを提供する「高齢者支援モデル」を創出

## 本県の強み・取組

- 民間事業者や社会福祉法人による日用品や食料品等の移動販売の展開
- 高齢者宅を訪問する事業者等による「高齢者見守り活動」の展開

## 事業内容

### 移動困難な高齢者への支援

民間事業者等による、日用品や食料品等と併せた医薬品の移動販売、購入代行・配達

移動が困難な高齢者の通院等外出時の送迎輸送

### 訪問介護及び家庭生活の総合支援

介護事業者による訪問介護の実施と併せ、高齢者のニーズに応じた柔軟できめ細やかな家庭生活の総合支援サービスを提供

## 現行規制事項

**薬事法** 一般医薬品の移動販売や購入代行・配達を業として行う場合、薬局又は店舗販売業の許可が必要

**食品衛生法** 食品の移動販売を行う場合、昭和42年の厚労省通知に基づいた車両の施設基準等を満たす必要がある。

**道路運送法** NPO等以外の者が自家用車を有償で運送の用に供してはならない

### 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱

訪問介護の実施と併せて、電球交換等の保険外の生活支援サービスを提供する場合、サービス提供時間の中で、保険内外を厳密に区分けすることが求められるため、円滑なサービス提供の隘路となっている

## 規制改革・制度提案

**薬事法** 過疎地域等での販売に限り、知事への届出をもって、医薬品の移動販売や購入代行・配達を業として行うことを可能とする

**食品衛生法** 過疎地域等における買い物需要に鑑み、現代の衛生管理環境に即した新たな食品移動販売に関する基準(ガイドライン)を制定する。

**道路運送法** 契約を締結した高齢者対象の場合に限り自家用車による有償運送の実施を可能とする

### 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱

訪問介護の際、家庭生活の軽易な支援を行うことについて、利用者の適正な費用負担の下、訪問介護の実施時間内においても、提供可能とする。

## 効果

- 「高齢者支援モデル」の確立により、過疎地域等においても、高齢者が地域に根差して生活を送ることを確保
- 人口減少・少子高齢化により失われつつある地域ネットワークについて、多様な主体の参画による再構築化が図られる

## (2) 大都市圏からの移住・交流等促進事業

### 概要

地域に賦存する全国トップクラスの高齢者施設・空き家の有効活用により、今後高齢者増加のピークが到来する大都市圏から徳島県にゆかりのある団塊世代を中心とした高齢者の里帰りを促進

### 本県の強み・取組

- 介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の整備率が全国トップ
- 全国的に見ても空き家率が高く(※全国第4位)、空き家を活用した移住・交流を推進する余地が大きい。  
※子ども世代が大都市に移住し、地方に親世代が住んでいた家を空き家として残している例が多い。

### 事業内容

#### 高齢者施設へ的高齢者の受入

本県が全国トップクラスの整備率を誇る介護保険3施設を中心として、大都市圏から徳島県にゆかりのある方を中心とした団塊世代の里帰りを促進

#### 移住者に対する空き家の提供

所有者からの管理受託(建物の換気・清掃等)及び移住等希望者へのあっせん

地域の空き家への移住促進及び多様な用途への活用(市街化調整区域内の空き家の有効利用)

### 現行規制事項

**介護保険法** 介護保険施設への入所に伴い、施設所在地に住所移転した者は、移転前の市区町村の被保険者となる「住所地特例」があるが、いったん施設以外で居住した場合は、適用外となる

※住所地特例・・・介護保険制度上、他の市町村へ転入して施設に入所した場合、転入前の住所地の市区町村が費用負担する制度

**宅建業法** 空き家の賃貸のあっせんを業として行う場合、宅地建物取引業の免許が必要

**都市計画法** 市街化調整区域内では、農家住宅や分家住宅の空き家の賃貸借や高齢者向け施設への用途変更について、許可が必要

### 規制改革・制度提案

**介護保険法** いったん戸建住宅等に移り住み、一定期間後に介護保険施設に入所した場合にも、「住所地特例」が適用できるものとする

**宅建業法** 所有者から建物の管理委託を受け、かつ賃貸あっせんの場合に限り、知事への届出をもって、業として行うことを可能とする

**都市計画法** 農家住宅・分家住宅の空き家を賃貸する場合の許可を不要とする。また届出をもって高齢者向け施設への用途変更を可能とする

### 効果

- 団塊の世代の里帰りの促進により、地域の活力を維持するとともに、大都市圏の高齢者問題の解消や国の「まち・ひと・しごと総合戦略」の目標(東京圏から地方への転出4万人増加)達成にも寄与
- 空き家の老朽化防止による地域の安全・安心の保持(防災・防犯・環境・景観上の効果)

# (3) 多様な働き手の活用による高齢者支援事業の推進

## 概要

- 育児や介護をしながら短時間働きたい女性やアクティブシニア、障がい者等の地域の多様な働き手による自由度の高い働き方を促進
- 社会福祉法人とICT関連企業との合併会社による地域の多様な働き手を活用した新たな高齢者支援事業の創出に資する環境の整備

## 本県の強み・取組

- 県下一円に整備された全国屈指の光ブロードバンド網を活かしたテレワークによる、在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の「時間や場所にとらわれない」働き方が可能

## 方向性

### 自由度の高い働き方の促進

- 事業所以外で勤務する場合等の柔軟な勤務形態の導入推進

### 多様な働き手の雇用推進

- 育児中の女性やアクティブシニアを雇用する場合の、労使合意の下での、より柔軟度の高い雇用期間の設定

- 障がい者各人の特性や状態に応じた、より雇用がしやすくなる制度の構築

### 合併会社による円滑な事業実施環境の整備

- ICT関連等の民間事業者と社会福祉法人による合併会社の柔軟な運営形態の確保
- 社会福祉法人の事業基盤を活かした柔軟な高齢者支援事業の実施

## 現行規制事項・隘路

**労働基準法・最低賃金法** 時間ベースの賃金支給・労務管理形態となっているため、在宅勤務等の場合においても、労使共に勤務時間を管理する必要がある

**労働契約法** 有期労働契約の更新が5年を超える場合の無期転換申込権が、逆に使用者側の負担となる可能性がある（「雇止め」の誘発の恐れ）

**最低賃金法** 障がい者を一般就労者として雇用する場合、障がい者の状態に応じた最低賃金の減額特例制度があるが、各人毎の許可が必要であり、手続きが煩雑な面がある

**社会福祉法人審査要領** 営利企業を支配することのないよう、社会福祉法人による株式の保有割合は、2分の1以下までとされている

## 規制改革・制度提案

**労働基準法・最低賃金法** 社会福祉法人が高齢者支援事業を目的とする特区の合併会社に出資する場合に限り、在宅勤務等、事業所外労働が主たる形態となる場合は、労働者との合意により、提供した労働行為に応じた賃金支給・労務管理形態を可能とする

**労働契約法** 社会福祉法人が、高齢者支援事業を目的とし、一定比率以上出資する特区の合併会社に限り、労使合意の下、5年超の場合であっても無期転換申込権が発生しないものとする

**最低賃金法** 社会福祉法人が一定比率以上出資する特区の合併会社に限り、当該事業者が減額特例の適用を受ける旨、労働局長の許可を得ることにより、障がい者各人毎の減額許可に代えるものとする

**社会福祉法人審査要領** 社会福祉法人が特区の合併会社に出資する場合に限り、2分の1を超えて合併会社の株式を保有することを可能とする

## 効果

- 多様な働き手の活躍の機会が創出されるとともに、人口減少社会における労働力の確保・地域の活性化が図られる

# ICT技術を活用した地域コミュニティの再ネットワーク化による「高齢者支援モデル」の創出及びモデル構築に伴う大都市圏からの高齢者及び労働力の移動促進

## 人口減少社会における課題

➤ 高齢者のみの世帯の増加

➤ 地域ネットワークの低下・労働力の減少

➤ 空き家の増加

➤ 大都市圏における高齢化のピーク・女性の育児・介護離職問題

## 徳島県の処方箋

多様な主体の参画促進により地域ネットワークを再構築し、「高齢者支援モデル」を創出

地域に賦存する高齢者施設・空き家の有効活用により、大都市圏から高齢者及び労働力を受入

### 高齢者見守り体制の拡大

WEBカメラ等による見守りサービス・災害時の避難情報の提供等

日常生活の総合支援  
・日用品・薬等の購入配達  
・通院時等の送迎輸送等

ICTの活用

### 自由度の高い働き方

テレワーク  
・在宅勤務  
・サテライトオフィス勤務等

### 多様な働き手の参画

女性

(育児・介護との両立)

アクティブシニア

障がい者

### 多様な働き手の雇用促進

徳島発の「高齢者支援モデル」・「ワークスタイルモデル」発信により、高齢者・労働力の受入促進

### 高齢者施設への受入

特養老人ホーム等への受入

### 地域の空き家の有効活用

空き家の管理(換気・清掃等の手入れ)

移住等希望者への賃貸借仲介

集会所・高齢者向け施設・発災時の仮設住宅等としても活用

社会福祉法人

合併会社

民間事業者

高齢者や障がい者への対応のノウハウ

《それぞれのノウハウを融合》

ビジネス関係のノウハウ, ICT業務基盤の運用